

<報道発表資料>

令和8年2月20日

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

京都市物価高対応子育て応援手当の委託事業者による 支給事前通知の誤送付について

京都市が実施する「京都市物価高対応子育て応援手当」（以下「本手当」という。）の支給事務において、本来支給対象外となる方へ支給対象であるとの誤った通知を送付した事案が発生しました。当該通知を受け取られた皆様に、多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

● 事案概要

本市から委託事業者へ、離婚等により児童と同居しなくなった等の理由から「発送除外（不支給）」を指示していた対象者について、委託事業者が誤って本手当に係る「支給事前通知」を2月16日（月）に発送していたことが、2月18日（水）に判明しました。

誤送付された通知には支給対象である旨の内容が含まれており、対象の方へ誤った案内がなされております。なお、本人への通知であるため誤送付による個人情報の流出はありません。

※件数：92名

※内容：対象者の氏名・住所等が記載された宛名書及び通知

● 今後の対応について

誤送付した92名の対象者に対し、速やかに、報告と謝罪を行い、当該通知が無効である旨をお知らせします。

なお、本件に関するお問い合わせについては、担当課において丁寧に対応し、制度対象外である旨等の説明を行います。

● 再発防止について

発送業務を担当した委託事業者に対して厳重に注意を行うとともに、本市を含めた詳細な原因分析とチェック体制の抜本的な見直しを図り、再発防止を徹底します。

● その他

初回支給であるプッシュ型支給（支給対象世帯の約9割）につきましては、予定通り2月26日（木）に支給します。

<お問合せ先>

本事業に関するお問合せ先

京都市子ども家庭支援課分室

電話：075-222-3777

報道機関からのお問合せ先

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

電話：075-222-3939

